

平成27年12月17日

事業者各位

千葉市長 熊谷 俊人
(公印省略)

ごみ処理手数料改定について（お知らせ）

平素から本市の環境行政をはじめ市政全般に関して、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、平成27年12月の市定例議会において、「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」が一部改正され、ごみ処理手数料を改定することとなりました。

平成28年4月1日より、下表（改定後）のとおり、一般廃棄物の処分手数料及び収集運搬処分手数料を改定するとともに、清掃工場等の計量単位にあわせ、1kg単位ではなく、10kgまでごとに手数料を徴収することになります。

また、深夜収集や追加の運搬作業など、特別な取扱い等が必要な場合は、5割を超えない範囲内において手数料を加算することができる規定を設けました。

事業者の皆様におかれましては、ごみ処理手数料改定についてご理解いただくとともに、ごみの発生抑制や徹底した分別による再資源化など減量化に向け、今後も事業所ごみの適正処理にご協力をお願いいたします。

1 改定年月日 平成28年4月1日

2 改定内容

区分	改定前	改定後
処分手数料 （新港クリーン・エネルギーセンター、 北清掃工場、北谷津清掃工場 へ自己搬入する場合）	20円/kg 4,000円/m ³	270円/10kg 5,400円/m ³
収集運搬処分手数料 (許可業者と契約する場合の上限)	36円/kg 7,200円/m ³	470円/10kg 9,400円/m ³

※ただし、消費税相当額は別途かかります。

担当：環境局資源循環部
収集業務課
電話：043-245-5248
FAX：043-245-5477